

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年4月27日に開催した第5回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 市内小・中学校の5月以降の教育活動について

(1) 令和2年5月7日（木）、8日（金）については、都立学校の対応に準じ、休業日の扱いとして、児童・生徒を登校させない日とする。

(2) 令和2年5月11日（月）以降の対応について

① 連休中に緊急事態宣言が解除された場合

- ・ 令和2年5月11日（月）から15日（金）まで、各学年で週1回の分散登校を実施
- ・ 令和2年5月18日（月）から29日（金）まで、各学年で週2回の分散登校を実施

※分散登校の日程についてはホームページ等で周知する。

- ・ 令和2年5月29日（金）まで給食は実施しない。
- ・ 令和2年6月1日（月）を学校再開日とする。ただし、収束状況によっては学校再開日を令和2年5月25日（月）に変更する。

② 連休中に緊急事態宣言が解除されなかった場合

緊急事態措置期間が終了するまで臨時休業とする。

2 公共施設等の休館等の取扱いについて

(1) 次の公共施設を令和2年5月末日まで休館及び使用休止とする。

市民会館（さくらホール）、公民館、公民館中久保分館、公民館さいかち分館、地区会館、地区集会所、歴史民俗資料館、歴史民俗資料館分館、総合体育館、図書館、福祉会館、老人福祉館、緑が丘ふれあいセンター（緑が丘コミュニティセンタ

一・男女共同参画センター)、市民総合センター(各会議室、作業室、点字録音室、調理実習室、生涯学習活動室)、学校施設(屋内運動場・校庭の開放)、緑が丘出張所会議室、屋外体育施設(野球場・庭球場等)、屋外体験学習広場、児童館
なお、当分の間休館することとしている村山温泉「かたくりの湯」及び情報館「えのき」については、引き続き休館となる。

(2) 公共施設等の新規の利用受付を当分の間中止する。

3 利用時間の変更等がある施設について

次の施設については、緊急事態宣言が解除された日が属する週の土曜日まで利用時間を短縮し、及び土曜日を休業とする。

(1) 子ども家庭支援センター 利用時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 地域包括支援センター 利用時間：午前8時30分から午後5時まで

4 公園施設の利用について

(1) 公園施設については、当分の間利用の自粛を要請する。

(2) 公園施設の団体利用については、令和2年5月末日まで利用中止とする。

(3) 公園施設の新規の利用受付を当分の間中止する。

5 駐車場の利用について

総合体育館駐車場、村山温泉「かたくりの湯」第二駐車場(野山北公園運動場東側)、大南公園駐車スペース(大南公園野球場南側)を当分の間閉鎖する。

6 市主催等のイベントの中止について

市主催等のイベントについては、令和2年6月末日まで全て中止とする。

7 職員体制について

職員の出勤を半数程度以下に削減する体制について、実施期間を令和2年5月末日まで延長する。